

マイナンバーカードの保険証利用における年度ごとの目標数と実施機関数

総務部総務課

年度ごとの目標数について、国は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指すこととしています。

本市においては、年度ごとの目標数は設定していませんが、関係機関等と連携し、市内の医療機関等に対して制度の周知を図っていきます。

本市における実施機関数については、令和4年2月27日時点で、60の医療機関等でマイナンバーカードの保険証利用が可能となっています。